税理士連絡協議会

令和４年９月９日（金）
午前 10 時～
あさひホール（ラピオ内）

1　支部長あいさつ

2　税務署長あいさつ

3　議題

（1）納税証明書のオンライン請求の利用促進について【管運】
別添資料参照

（2）確定申告関係書類の印刷部数削減について【個人】

（3）インボイス制度のリーフレット等の配付について【法人】
別添資料参照

（4）扶養控除等の是正通知書について【法人】



電子納税証明書（PDF）がとても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面で**請求から受取までできます！

メリット その2 電子納税証明書（PDFファイル）は**何度でも**お使いいただけます（※注）！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その3 電子納税証明書（PDFファイル）は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1 STEP 自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト（Web 版）を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書（電子ファイル）について（詳細）」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書（電子ファイル）について（詳細）

2 STEP 手数料の納付

e-Taxソフト（Web版）のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目 × 1年度 1枚あたり 370 円です。



3 STEP 電子納税証明書（PDF）の受取

納付した後、電子納税証明書（PDF ファイル）がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果（電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知）が配信されてから 90 日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

e-Tax ホームページ
https://www.e-tax.nta.go.jp

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

R3.9

他にもまだある 納税証明書の便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求にはe−Taxを使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。

自宅等で請求データを作成 → 税務署窓口で受取又は郵送で受取

窓口での待ち時間が短縮できます。

オンライン請求の手順（税務署窓口で受け取る場合）

1 STEP 自宅やオフィスで請求

▶**パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト（WEB 版）から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。**

（注）e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶**スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト（SP版）から作成できます。**

右の QR コードからアクセスしてください。（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です）

2 STEP 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で**本人であることが確認できる本人確認書類**（運転免許証など）及び個人に係る請求の場合には**番号確認書類**（マイナンバーカードなど）をご提示ください。

▶代理人による受取には、**委任状及び代理人の本人確認書類**（運転免許証など）のほか、個人に係る請求の場合には**本人の番号確認書類**（マイナンバーカードなど）**の写し**が必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。

▶詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。





3 STEP 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。
1税目 1年度 1枚 370円（通常 400 円）

4 STEP 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書（マイナンバーカード等）の取得や、IC カードリーダライタの購入が必要です。
※スマートフォンやタブレット端末向けの e−Tax ソフト（ＳＰ版）はご利用できません。
※インターネットバンキングやＡＴＭ等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

事業者の皆様へ

消費税のインボイス制度等説明会のご案内

要事前予約
参加無料

令和５年 10 月１日から、インボイス制度が実施されます。
事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日　時	開催場所	定　員	問合せ先
令和４年 10 月 20 日(木) 15：00～16：00	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）
令和４年 11 月 15 日(火) 11：00～12：00	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）
令和４年 12 月 ５日（月） 15：00～16：00	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）

インボイス制度説明会（消費税の仕組みから知りたい方向け）

インボイス制度説明会の内容に加えて、**消費税の基本的な仕組み**等について説明します。

日　時	開催場所	定　員	問合せ先
令和４年 10 月 20 日(木) 13：30～14：30	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）
令和４年 11 月 15 日(火) ９：30～10：30	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）
令和４年 12 月 ５日（月） 13：30～14：30	小牧税務署　４階会議室 小牧市中央１丁目 424	25 名	小牧税務署　法人課税第１部門 TEL0568-72-2111（代表）（内線 214）

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
○新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止又は延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
○感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「２」を選択してください。
○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報はこちらをご覧ください。

●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい情報等はこちらをご覧ください。

小牧税務署

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

◆　インボイス制度は、令和５年10月１日から始まります。また、令和５年10月１日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和５年３月31日までに登録申請手続を行う必要があります。
　現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆　本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

（ご参考）　こちらも併せてご参照ください。

① **国税庁「インボイス制度特設サイト」**
インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

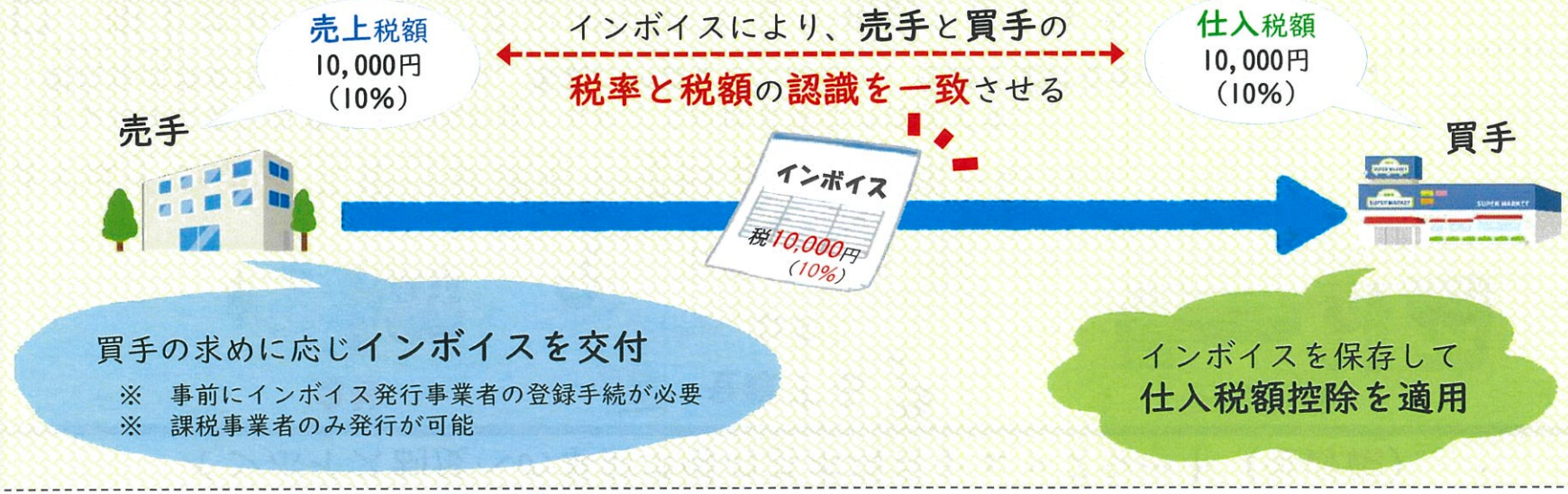
① 国税庁
ホームページへ

② **「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するＱ＆Ａ」**
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

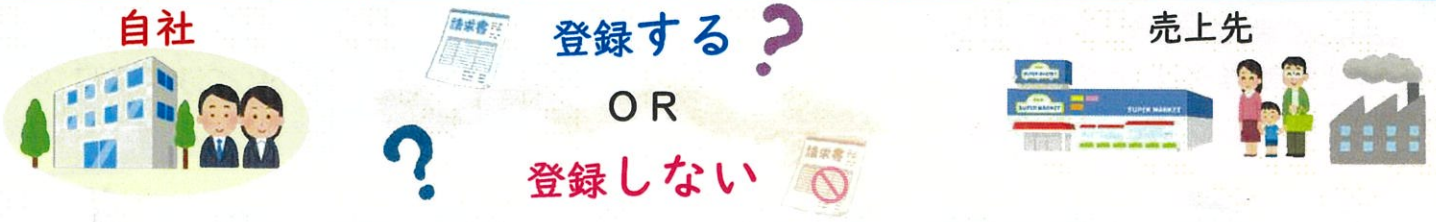
② 公正取引委員会
ホームページへ

インボイス制度の概要

令和５年10月１日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から･･･

・インボイス発行事業者の**登録を受けるかどうか**は**事業者の任意**です。
・現在**免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて**、登録を受けるか**検討しましょう**。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

○ **消費者や免税事業者**である売上先は、**インボイスを必要としません。**
○ 売上先が**簡易課税制度を選択している課税事業者の場合**も、売上先は**インボイスを必要としません。**
○ それ以外の**課税事業者である売上先**は、仕入税額控除のために貴社が交付する**インボイスの保存が必要**ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%）を控除できます。
○ 売上先の数が少ない場合は、**売上先に直接相談する**ことも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

○ **登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。**
○ 現在**免税事業者の方**であっても、登録を受けると、**課税事業者として申告が必要**となります（**簡易課税制度を適用すること**で、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する**事務負担の軽減を図る**ことができます）。
○ 登録を受けている間は、**基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく**、課税事業者として申告が必要となります。
○ **登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが**、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%）が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、**インボイスに該当しない請求書等は交付できます。**

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

○ 令和５年10月１日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、**令和５年３月31日までに、登録申請手続を行う必要**があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
○ 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

□ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- ○ 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- ○ インボイスは、**請求書、領収書など名称は問いません。**また、**電子データでの提供**や、**手書きでの交付も可能**です。
- ○ **都度「納品書」の交付**か、**月締め「請求書」の交付**か、**レシート・手書き領収書の交付**があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- ○ インボイスは、**登録番号、適用税率、消費税額等**の記載が必要となります。
- ○ 消費税額に１円未満の端数が生じた場合「**１のインボイス当たり税率ごとに１回**」**端数処理**を行うことになります。
- ○ 相互に関連する**複数の書類で記載事項を満たすことも可能**です。
- ○ 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- ○ 何をインボイスにするか、どう交付するか、**システム改修等も含めて**考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- ○ 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

□ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- ○ 写しの保存は、**コピーに限られません。**電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- ○ **売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。**（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

□ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- ○ それまで**免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。**

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

□ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

○ 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

○ 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
○ ３万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

○ 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
○ 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
○ 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

○ 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
○ 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
○ 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

○ インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
○ インボイス保存不要な特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
○ 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）